

給与支払報告書を提出する際のお願い

給与支払報告書総括表にもマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が必要です。

個人事業主の方が給与支払報告書を提出する際に、本人確認（番号確認および身元確認）を行う必要がありますので、**マイナンバーカード**をお持ちください（法人は確認対象外）。マイナンバーカードをお持ちでない方は、**マイナンバー**の番号がわかるものと本人確認ができるもの（運転免許証等）をお持ちください。郵送の場合は確認書類のコピーを同封してください。

代理人の方が提出する場合は①個人事業主の方からの委任状（任意の様式でも結構です）②代理人の方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）③個人事業主の方のマイナンバーの番号が確認できるものがが必要です。
【問い合わせ先】 税務課 電話42-2111（内線216）

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

医療費通知書は、ご自身の受けた医療の状況を知っていただくために、年1回お送りするお知らせです。令和5年1月～12月診療分の医療費通知書は、2月末に発送します。

確定申告にご利用される方には、令和5年1月～11月診療分が記載された医療費通知書を発送することができますので、ご希望の方は2月1日から設置するコールセンターへご連絡ください。お電話の際は、被保険者番号がわかるもの（被保険者証等）をご用意ください。コールセンターの電話番号は、1月中旬頃に青森県後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載するほか、市役所国保年金課の窓口にも掲示します。

確定申告に利用するための1年分の医療費通知情報は、例年2月9日からマイナポータルでも取得可能です。

【問い合わせ先】 青森県後期高齢者医療広域連合 電話017-721-3821

市役所国保年金課 電話42-2111（内線275）

要介護認定者の障害者控除について（税申告用）

障害者手帳等を所持していない満65歳以上の方で、要介護認定を受けていて次の要件に該当する場合は、所得税や市・県民税の申告の際に**障害者控除対象者認定書**を添付することで障害者控除が受けられます。

申請者は被保険者本人、または被保険者本人を扶養控除対象としている親族です。**障害者控除対象者認定書**の交付申請は市役所介護課で受け付けし、郵送による交付となりますので、確定申告を行う前に申請してください。

障害者控除の対象となる要件	区分	控除額(所得税)	控除額(市・県民税)
●要介護1～3の高齢者 ●要支援1～2の認知症高齢者で、日常生活自立度Ⅱa～Ⅲbの方	障害者控除	27万円	26万円
●要介護4～5の高齢者 ●要支援1～2または要介護1～3の認知症高齢者で、日常生活自立度Ⅳ～Ⅴの方	特別障害者控除	40万円	30万円

注意点 対象となるのは、令和5年12月31日（死亡者は死亡日）を基準として、それ以前に6か月以上の介護認定期間があった方です。令和5年7月1日以降に初めて認定された方は、翌年からの適用となります。障害者手帳を所持している方でも、この認定によって障害者控除から特別障害者控除となる場合は申請が可能です。

申請 介護保険被保険者証（オレンジ色）にて介護度や認定有効期間をご確認の上、介護課へお越しください。

認定結果 申請の結果は、審査した上で郵送により認定書または非該当通知を送付します。被保険者一人につき一通のみの交付となります。

【問い合わせ先】 介護課 電話42-2111（内線232）

広 告

STIHL 果樹剪定に枝払いに最適なバッテリーチェーンソー好評発売中
4cm径なら80本切断、連続25分駆動、充電時間70分
8cm径まで切断可能GTA26 希望小売価格¥24,200-

(株)長内土木造園

造園工事一式 ○設計 ○施行 ○管理業務
○整枝剪定 ○伐採 ○草刈り

〒038-3304 青森県つがる市下車力町盛野83
TEL.0173-56-3131 FAX.0173-56-3132

広 告



国家資格塗装職人のお店
三栄塗装工業株式会社

一般建設業 県知事許可(般-27)第017671号

担当 三上(一級塗装技能士/五所川原塗装工業会会員)

WBアート 多彩仕上工法 施工認定店

職人から独立、創業25年目を迎えました。
これからも地域のみなさまに愛される塗装店を目指して参ります。

屋根・外壁のお見積り・現地調査無料、まずはお気軽にご相談ください。



住所/つがる市木造林宮津12番地3 登録番号/T8420002012423
☎ 0173-42-3818 ☎ 090-7067-5628 ✉ sanei.p@nifty.com

「子ども・子育て世帯応援金」のご案内

食料費や光熱水道費等の物価高騰等に直面する子育て世帯を応援するため「子ども・子育て世帯応援金」を給付します。

▼給付対象者：県内に住民登録がある0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童（平成17年4月2日生まれから令和6年2月29日生まれまで）を養育する者

▼給付額：対象児童1人につき一律3万円

申請が必要な方

- ①職場から児童手当を受給している方（公務員など）
- ②所得超過等で児童手当を受給していないが中学生までの児童を養育する方
- ③高校生（平成17年4月2日生まれから平成20年4月1日生まれまで）の保護者の方
- ④令和5年11月1日から令和6年2月29日までの間に生まれた児童の保護者の方
- ⑤令和5年11月1日から令和6年2月29日までの間に青森県外から転入した方で、給付対象となる児童を養育する方



申請が不要な方

つがる市から令和5年11月分の児童手当を受給している方には、すでに案内文書を送付し、令和5年12月13日(水)に給付しています。

▼申請期限・申請先：令和6年3月15日(金)までに「青森県子育て世帯応援金給付事務センター」へ申請してください。

※申請方法などの詳細は、青森県子ども・子育て世帯応援金給付事業特設サイト(QRコードまたは <https://aomori.kosodate-oen.jp/>)をご確認ください。

【問い合わせ先】市役所子育て健康課 電話42-2111(内線304)

青森県子育て世帯応援金給付事務センター 電話0120-467-073

災害情報テレホンサービス終了のお知らせ

これまで市消防本部では、NTT東日本が提供するトーキー案内サービスを利用して、災害情報テレホンサービス(☎0173-42-7119)を運用し、火災発生状況を住民の皆さまへお知らせしてきました。

令和5年12月31日をもってトーキー案内サービスが終了したことに伴い、災害情報テレホンサービスも運用を終了しました。

市民の皆さまにはご不便とご心配をおかけいたしますが、ご理解くださるようお願いいたします。

引き続き、防災無線広報内容の聞き直しサービス(☎0173-49-1300)と、市消防本部ホームページ(QRコード)で災害出動状況をお知らせしていますので、防災無線放送が聞き取れなかったときや放送内容を再度確認したいときは、こちらでご確認ください。

※119番回線は緊急回線ですので、火災を含めた各種災害情報の問い合わせには利用しないでください。

【問い合わせ先】警防課 電話42-7745



果樹先導的取組支援事業のお知らせ

▼申込資格：次の①～③のいずれかに該当し、果樹共済または収入保険に加入している方 ①認定農業者（人・農地プランに位置付けられた中心経営体）②果樹経営面積が98㎡以上ある方 ③新規就農者

▼対象園地：過去5年間以上栽培管理が行われている農振農用地区域内の農地

▼補助率：事業費の2分の1

▼事業対象：園内道新設、園地の傾斜緩和、園地の土壌土層改良、排水路の新設、用水・かん水施設の整備・新設、防風網・防霜ファン設置

▼受付日時：1月29日(月)、30日(火)13時～16時

▼受付場所：市役所2階 相談室

▼持参する物：事業実施する園地の地番または地図、実施計画が分かるもの、樹園地の貸借を結んでいる方は貸借を証明する資料、通帳、通帳印、認め印、果樹共済または収入保険の加入証明書

【問い合わせ先】市役所農林水産課 電話42-2111(内線422)

JAつがるにしきた森田事業所 電話26-3018

